

つくばみらい市規則第 19 号

つくばみらい市運動公園等条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 6 月 21 日

つくばみらい市長

山田 浩

つくばみらい市運動公園等条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市運動公園等条例施行規則（平成 18 年つくばみらい市教育委員会規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「

名称	利用時間
つくばみらい市総合運動公園 総合体育館・野球場・テニスコート・ 青少年研修道場	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
つくばみらい市総合運動公園 多目的広場・ゲートボール場	午前 9 時から日没まで
つくばみらい市古川テニスコート	午前 9 時から日没まで
つくばみらい市城山運動公園	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
つくばみらい市谷和原武道館	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

」を

「

名称	利用時間
つくばみらい市総合運動公園 総合体育館・野球場・テニスコート・ 青少年研修道場	午前 9 時から午後 10 時まで
つくばみらい市総合運動公園 多目的広場・ゲートボール場	午前 9 時から日没まで
つくばみらい市古川テニスコート	午前 9 時から日没まで
つくばみらい市城山運動公園	午前 9 時から午後 10 時まで
つくばみらい市谷和原武道館	午前 9 時から午後 10 時まで

」に

改める。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(指定管理者)

第9条 条例第4条第2項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる場合における第4条、第5条、並びに第8条の規定の適用については、第4条、第5条、並びに第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において使用する様式は、様式第1号から様式第2号まで、様式第6号の規定に準じて別に定める。

(利用料金)

第10条 第6条及び第7条の規定は、条例第4条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において使用する様式は、様式第4号から様式第5号の規定に準じて別に定める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。